

【企業向け試験処理説明会での説明概要】

(大阪市環境局 玉井局長)

- ・ 本日は、皆様方、非常にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
- ・ 8月6日、9日の2回に分けて、舞洲・夢洲で事業活動をなされている皆様方を対象として状況説明をさせていただきました。その後、いくつかの動きがございまして、例えばどこの港に着くのか、どういうルートを通して工場に搬入するのか、その折り返しでどういうルートで処分場まで運ぶのかという、具体的な内容が見えてまいりましたので、本日皆様方にご報告、ご説明させていただきました。その上で、それぞれのお立場から御懸念されること、あるいはご意見等をお聞きしたいと考えております。
- ・ 此花区にお住まいの方々、あるいは市民を対象としました説明会を11月13日に行いましたが、新聞等でも報道されていますように混乱があったのは事実でございます。そういうことを踏まえて、本日は様々なご意見があろうかと思っておりますので、我々も真摯に受け止めながら、この業務を進めていくにあたって、どういうところを吟味すべきかについて、気をつけたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
- ・ 東日本大震災により生じた廃棄物は膨大な量になっておりまして、まだ実際に被災3県で処理されているのは27～28%程度にとどまっております。現地も復興が進まないと同時に、仮置場では火災が起こったり、生活衛生上の問題も色々あるということで、現地でも様々な手を尽くされていますが、我々大阪府・市としても可能な範囲でできるだけ積極的にそうしたものを引き受けていきたいと考えて、こういう議論を進めているところです。
- ・ 受入にあたりましては、市民の安心安全や、皆様方のように企業社会活動を展開されている方々の業務に支障があるということでは、当然問題になりますので、安全性をいかに確保すべきかということで、この間、国あるいは大阪府・市で様々な連携を取りながら専門家の知見も聞き、また必要な範囲では実験も行い、被災3県の焼却の状況を見て、例えば放射能濃度や空間線量等、どういった状況になっているのかということもつぶさに議論を重ねてまいりました。
- ・ そうしたことで、8月に説明をし、その後今日の状況についてお話をさせていただいたとき、月末にはここ舞洲工場におきまして、試験焼却という運びにしたいと思っております。
- ・ データ等につきましては、後ほど担当の大阪府あるいは大阪市からご説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。
- ・ もう一点、風評被害の問題についてですが、前回もご説明いたしましたが、受け入れる対象となる廃棄物につきましては、放射性セシウム濃度は不検出、また低いものになっておりますので、様々な安全確認の中で科学的に安全に処理できるということが確認されております。したがって、本来そういったことは起こり得ないものですが、風評というものは発する人の問題がありますので、実際にそういうことが起こった場合どうかということがあります。国においては「広域処理に関連した風評被害に関する環境省相談窓口」を設けて、風評被害による損害が生じた場合は国として責任を持って対応すると言っております。私ども大阪府・市でご相談がありましたら真摯に受け止め、我々とし

て対応すべき範囲は対応していきたいと考えております。

- ・万一、そうしたことになれば、私どもも連絡の受付あるいは相談の連絡先ということもお知らせできますので、よろしくお願い申し上げます。
- ・今日は具体的にプロセスやデータ等についてご報告させていただきますので、それをお聞きいただいたうえで、企業活動を展開される中でご懸念されることについてご質問なり、ご用件を頂戴できればと思っています。本日時間は限られていますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

(大阪府環境農林水産部 大江環境政策監)

- ・本日は大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。ただいま、大阪市の玉井環境局長から詳しいご挨拶がございましたので、私からは一言ご挨拶させていただきたいと存じます。
- ・大阪府といたしましても、府民の安全を大前提として、被災地を支援すべきと考えまして、大阪市と連携・協力して、被災地の廃棄物の広域処理に取り組んでいるところでございます。
- ・本日は、今月下旬に試験処理という段階になりまして、これに先立って夢洲地区、舞洲地区でご活躍されている企業の皆様方にこの内容についてご説明したいということであがらせていただいた次第でございます。
- ・試験処理のみならず本格処理も一緒ですが、受入予定の廃棄物は岩手県宮古地区の廃棄物でございまして、宮古市、岩泉町、田野畑村というところから発生いたしました災害廃棄物でございます。この受入予定の廃棄物につきましては、現在私どもの職員が岩手県に駐在し、その職員が測定等をしておりまして、その結果なども後ほどご説明させていただきたいと考えております。
- ・大阪府といたしましては、安全には万全を期してまいります。これらの点につきまして皆様方からのご意見等を頂戴したいと考えております。
- ・被災地の復旧・復興ということを願ひまして、被災地の支援として取り組んでいるものですので、どうかご理解をいただき、ご協力を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(大阪府 環境農林水産部循環型社会推進室 矢追室長)

- ・大阪府から、試験処理に関わります、運搬などの工程や事前に測定いたしました結果などについて、ご説明いたします。
- ・お配りしておりますA3の資料「東日本大震災により生じた廃棄物の試験処理の実施について」をご覧ください。
- ・まず、資料の左上「試験処理の目的」でございまして、このたび実施をする試験処理は、岩手県宮古地区の廃棄物を受け入れるにあたりまして、試験的に処理を行い、各処理工程で放射性セシウム濃度や空間放射線量などを測定し、安全性を確認するというものでございます。
- ・試験処理の概要でございまして、岩手県宮古地区の木くずを中心とする可燃物、100トン程度を用いて実施いたします。受け入れる廃棄物の基準といたしましては、従来から

ご説明を申し上げますとおり、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり100ベクレル以下のもの、これは、一般食品の基準と同じ基準でございますが、この基準を満たすものでございます。

- ・廃棄物につきましては、コンテナに入れて、海上輸送によって岩手県から大阪の夢洲埠頭まで運んでまいります。
- ・廃棄物の比重によって多少異なりますが、このコンテナの数としては15個程度となりますので、夢洲のコンテナ埠頭から北港処分地内に設置する積替施設まで運搬するトレーラーは延べ15台程度、また、積替施設から舞洲工場に廃棄物を搬入するトラックは延べ20台程度になると考えております。
- ・次に、資料の中ほどにある「試験処理の流れ」をご覧ください。
- ・左端に、“一次仮置場”と書いてございます。
- ・岩手県では、廃棄物を、まずこの一次仮置場に集め、おおまかな選別を行いましたうえで、二次仮置場に運んでいます。
- ・今回、試験処理を行う廃棄物は、宮古地区の二次仮置場のもので、ここには、宮古市内のほか、宮古市の北側にある岩泉町、田野畑村の一次仮置場から廃棄物が運ばれております。
- ・この、宮古地区の二次仮置場におきましては、人力によって、可燃系混合物に混入していた小さな鉄くずやコンクリート片などの不燃物を取り除きながら、機械を使って、丁寧に可燃物と不燃物を仕分けし、また、一定以下の大きさに整えていくという、選別・破碎作業が行われています。
- ・この作業によりまして、廃棄物に付着しました土砂や不燃物を取り除かれ、ごみ焼却場で焼却できる“木くず”を中心とした可燃物となります。
- ・この可燃物を処理するわけですが、これにつきましては、その下の点線で囲んだところに書いてございますように、放射性セシウム濃度のほか、空間放射線量、遮蔽放射線量、有害物質の分析、アスベストの測定を行うこととしています。今回の試験処理につきましては、既にこの部分の測定を行っておりまして、その結果については、後ほど説明を申し上げます。
- ・この測定により大阪府の受入基準を満たすことが確認できた廃棄物を密閉式のコンテナに入れ、さらに、宮古港でコンテナの空間放射線量を測定した上で船舶に積込み、藤原埠頭から搬出することといたしております。
- ・岩手県から海上輸送によって運び、大阪港夢洲コンテナ埠頭に降ろし、北港処分地内に設置をする積替施設に運びます。この積替施設において、もう一度、最終的に、舞洲工場での焼却に支障を来たすようなものでないかのチェックを行いましたうえで、トラックに積替えて舞洲工場に運び、舞洲工場で一般のごみと一緒に焼却し、その焼却灰は北港の処分地で埋立処分するというのが、処理の全体の流れでございます。
- ・廃棄物の空間放射線量などは、府内の各処理工程でもきめ細かく測定を行います。
- ・資料の右側にございます、位置図をご覧ください。
- ・岩手県の宮古地区は、図の右側の黒丸から、左側の黒丸で示した大阪市の夢洲まで、船で運んでまいります。
- ・資料の右下の、運搬ルートと書いてございます図をご覧ください。図の右下に、①とし

まして、「積み降ろし、大阪港夢洲コンテナ埠頭」と示してございます。ここで、廃棄物の入ったコンテナを船から降ろすわけですが、図の中の、C-10、11、12などとありますコンテナ埠頭のうち、どの埠頭になりますかは当日の船舶の運航状況によって決まります。

- ・夢洲のコンテナ埠頭でコンテナを降ろし、図の左端の方にございます、②の「積替施設」、これは北港処分地の中にございますが、この積替施設までトレーラーで運びます。
- ・この積替施設内で廃棄物を舞洲工場への搬入用トラックに積み替えた後、③の「焼却 舞洲工場」まで運びます。
- ・舞洲工場で焼却した後の焼却灰は、④の「埋立予定地」と書いていますところ、これは大阪市の北港処分地の中にございますが、ここまで車で運んで埋立処分を行います。
- ・以上が運搬ルートでございます。
- ・お手元の資料の左下に試験処理の「スケジュール」を、お示ししております。
- ・試験処理のスケジュールといたしましては、まず、今月の16日から18日ごろに岩手県宮古市にあります宮古港藤原埠頭を出港、海上輸送し、21日から23日ごろに夢洲のコンテナ埠頭に降ろし、積替施設に運びます。
- ・その後、24日から月末ごろに、積替施設で積み替えを行い、舞洲工場で試験焼却を行う予定でございます。
- ・なお、天候などの事情によりまして、このスケジュールは変更する可能性がございます。
- ・次に、資料の裏面、2ページをご覧ください。
- ・岩手県内で行われております、選別や破碎の処理工程の様子や選別された廃棄物について写真でお示しをしております。
- ・左の写真にございますように、岩手県では、まず、重機や人力を使っての粗選別が行われており、この段階で、下の写真にあるような、比較的大きな金属類やコンクリート片、スレート類や廃家電などが丁寧に取り除かれます。
- ・資料の中ほどの写真でございますが、粗選別が行われました廃棄物は、写真にありますような破碎・選別プラントにより、一定以下の大きさに整えていく「破碎」が行われます。
- ・ここでは、廃棄物をベルトコンベアに載せて、人力によって、可燃系混合物に混入していた小さな鉄くずやコンクリート片などの不燃物を取り除きながら、磁石を使って鉄くずを取り除く磁力選別機、さらには、振動篩や破碎機などの機械を使いまして、丁寧に可燃物と不燃物を仕分けし、また、一定以下の大きさに整えていくという、選別・破碎作業が行われています。
- ・人力による選別につきましては、写真にございますように、複数の人の目や、人の手によって可燃系混合物に混入していた小さな鉄くずやコンクリート片などの不燃物を取り除いています。
- ・このように丁寧な選別作業が行われたものが、受け入れ対象の廃棄物となります。その結果、写真右端にございますように、そのほとんどが木くずとなっております。これが受入対象となるものでございます。
- ・大阪府では、今回、試験処理を行うにあたり、先月末から岩手県に大阪府職員を2名派遣しており、廃棄物の種類・性状などが府の基準を満たしていることや、岩手県におけ

る処理状況の確認などを行っております。

- ・次に、お手元の資料の3ページをご覧ください。
- ・試験処理の実施に先立ちまして、岩手県宮古市において、受け入れる廃棄物の放射性セシウム濃度や有害物質等の測定を行いました。
- ・受け入れる廃棄物は、選別・破碎施設で十分に管理されておりますが、サンプリングの際には、山の表面や内部から10箇所サンプリングを行うなど、代表的・平均的な試料を採取しております。
- ・これについて測定を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。
- ・まず、資料の左上にございます、(1)放射性セシウム濃度でございます、ゲルマニウム半導体による測定を行いました。
- ・その結果、全体の95%を占める木質からは検出されず、全体の4%のプラスチックは1キログラムあたり7ベクレル、全体の1%の繊維は1キログラムあたり10ベクレルという結果でした。
- ・木質の放射性セシウム濃度は不検出となっておりますので、検出下限値を用いて、加重平均によって計算したとしても1キログラムあたり8ベクレルとなり基準の1キログラムあたり100ベクレルよりも十分に低い値でございます。
- ・(2)空間放射線量でございます。空間放射線量は、山全体を対象として10箇所での測定を行いました。その結果、1時間あたり0.05から0.07マイクロシーベルトとなり、バックグラウンドの1時間あたり0.06マイクロシーベルトと同程度の値となっております。
- ・(3)遮蔽放射線量でございます。遮蔽放射線量は、サンプリングした試料を用いて、鉛で出来た遮蔽体の中で測定いたしました。事前に、遮蔽体のみでも測定を行い、その値を差し引いたものが遮蔽放射線量となります。その結果、1時間あたり0.00マイクロシーベルトとなり、基準の1時間あたり0.01マイクロシーベルトを満たしております。
- ・次に、資料の右上でございますが、(4)有害物質の測定をご覧ください。
- ・アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、PCBの8項目の分析を行いました。その結果、通常処理をしておりますごみと同様のレベルでした。
- ・(5)アスベストの測定でございます。府が受け入れる廃棄物の破碎・選別を行っている間に風下2地点でサンプリング・測定を行いました。その結果、基準である1リットルあたり10本以下を満たしております。
- ・よって、受け入れる廃棄物は十分、安全に処理できるものであると考えますので、今後、これらの廃棄物について試験処理を行ってまいります。
- ・資料の裏面4ページをご覧ください。
- ・今後の試験処理におけます港湾施設・積替施設での測定の内容について説明を申し上げます。
- ・左上の(1)宮古港藤原埠頭をご覧ください。
- ・ここでは、積み込む全てのコンテナについて、左右側面と前後面の計4面で、コンテナの表面にNaIシンチレーションサーベイメーターをできる限り近づけて、空間放射線量を測定し、基準である1時間あたり0.3マイクロシーベルト未満を満たしていること

を確認いたします。

- ・次に、(2) 大阪港夢洲コンテナ埠頭をご覧ください。宮古港藤原埠頭から海上輸送で運んできたコンテナを夢洲コンテナ埠頭に降ろし、積替施設まで運搬します。
- ・ここでは、全てのコンテナにつきまして、NaIシンチレーションサーベイメーターを用いて、空間放射線量を測定し、基準の1時間あたり0.3マイクロシーベルト未満を満たしていることを確認いたします。
- ・また、港湾施設の敷地境界4箇所で、受入前1日1回、計5日間と受入中1回の測定を行います。受入中に測定した測定値と受入前に測定した空間放射線量の平均値の差が1時間あたり0.19マイクロシーベルト未満であることを確認いたします。
- ・港湾施設の測定箇所のイメージは、図でお示ししております。
- ・次に、(3) 積替施設をご覧ください。
- ・資料の中ほどにお示ししておりますが、積替施設では、作業場・敷地境界の空間放射線量とアスベストの測定を行います。
- ・空間放射線量は、作業場内1箇所、敷地境界4箇所で、受入前1日1回、計5日間と、受入中1回の測定を行います。受入中に測定した測定値と受入前に測定した空間放射線量の平均値の差が1時間あたり0.19マイクロシーベルト未満であることを確認します。
- ・アスベストにつきましては、岩手県内でも確認をしておりますが、作業場内1箇所、敷地境界4箇所で、受入前1回、受入中1回測定を行い、測定結果が、基準の1リットルあたり10本以下であることを確認します。
- ・積替施設の測定箇所のイメージにつきましては、図でお示ししております。
- ・測定データについては、しっかり確認し、速やかにホームページで公表してまいります。
- ・今後、処理指針を厳格に遵守しつつ、試験処理を進めてまいりますのでご安心いただきたく存じます。

(大阪市環境局 施設部 蓑田部長)

- ・舞洲工場での試験焼却時の測定ポイント、北港処分地での試験処理時の測定ポイントにつきまして、お手元の資料をもとに、ご説明いたします。
- ・お手元の資料の5ページをご覧ください。
- ・舞洲工場の処理フローに、試験焼却時における測定ポイントをお示ししております。
- ・まず、試験焼却の方法についてでございますが、資料左上の【試験焼却方法】の欄をご覧ください。
- ・試験焼却の対象となる岩手県の木くず等を、図の①ごみピットにおいて受け入れます。
- ・このごみピットにおきまして、通常の大阪市のごみと混合いたします。
- ・混合する比率については、概ね20%となるよう調整いたします。
- ・舞洲工場は、焼却炉を2基備えておりますので、1号炉において、通常の本市ごみを焼却しまして、2号炉におきまして、約20%の混合ごみを焼却いたします。
- ・そうすることによりまして、1、2号炉についての比較検証を行います。
- ・比較検証することによりまして、被災地の廃棄物を焼却することによる影響がないことを確認いたします。
- ・次に、放射能濃度の測定についてでございますが、資料左下の【放射能濃度の測定ポイ

ント】をご覧ください。

- ・放射能濃度につきましては、①本市ごみ、②排ガスでの3ポイント、②-1バグフィルター入口、②-2バグフィルター出口、②-3煙突入口、③バグフィルターで除去された飛灰、④燃えがらである主灰、⑤排水、⑥排水汚泥となっております。
- ・空間線量率につきましては、工場の敷地境界4方向4地点と、工場内部の焼却炉周辺、灰ピット周辺、その他、飛灰処理の流れに加えまして、排ガスや排水処理などの、ごみの処理フロー全般で測定を行います。
- ・その他、放射能以外につきましても、排ガスでは、ダイオキシン類、重金属類などを測定いたします。
- ・また、排ガスにつきましては、アスベストについても、念のため、測定いたします。
- ・排水については、ダイオキシン類や重金属類、主灰・飛灰につきましては、重金属類などについて、測定いたします。
- ・続きまして、資料の6ページ目をご覧ください。
- ・試験処理の方法についてでございますが、資料下部の欄をご覧ください。
- ・舞洲工場で焼却し発生した焼却灰は、主灰と飛灰、それぞれ埋立処分する区画を分けて管理を行ってまいります。
- ・大阪府の指針に基づきまして、焼却灰の最下部にゼオライトを20cm程度敷設し、埋め立てを行います。
- ・資料の図面の中に、試験処理時における測定ポイントをお示ししております。
- ・まず、資料左上の【放射能濃度の測定ポイント】の欄をご覧ください。
- ・放射能濃度につきましては、①原水、②排水処理をした後の放流水、③排水汚泥について測定いたします。
- ・測定のポイントは、図面の左下にあります排水処理設備の辺りになります。
- ・空間線量率につきましては、敷地境界として★印の4地点、埋立区画としまして、主灰が●印、飛灰が◇印の4地点において測定を行います。
- ・なお、埋立作業時には、主灰、飛灰、それぞれの埋立作業場所ごとに1地点測定を実施いたします。
- ・その他、放射能以外につきましても、放流水中のダイオキシン類や重金属類を測定いたします。
- ・これらの測定データにつきましては、結果を取りまとめいたしまして公表させていただきますので、よろしく願いいたします。
- ・前回8月にご説明させていただいた時に、緊急時の連絡体制についてご質問いただきました。そういうことはあってはならないことですが、想定外の時にどうするのかということですので、今回申し込みいただいた時にお電話番号をいただいていると思いますが、帰りにFAX番号か電子メールアドレスをご連絡いただければ、もしそのような場合があればご連絡差し上げたいと思っております。
- ・ただし、私ども役所でございますのでお届けいただいたものについて、公文書公開請求があれば、その番号等が会社のFAX番号等でございますら開示しなければならないということがございますので、この点についてはご了承いただきたいと思いますと思っております。
- ・なお、先ほど大阪府の説明でありましたとおり、舞洲工場へこのごみを搬入する当日に

つきましては、早朝より舞洲工場周辺の交差点等におきまして交通規制も考えられますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。